



福岡医発第645号(地)

平成25年 5月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

性犯罪被害者支援事業における提携医療機関の推薦について(依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて福岡県では、県内の性犯罪認知件数が全国的にも高水準で推移している現状に鑑み、性犯罪被害者の早期回復に向けた支援の推進のため、新たに性犯罪被害に特化した支援事業が開始(平成25年7月予定)されます。

性犯罪被害は急性期における支援が特に重要であり、事業の実施に向け、産婦人科医を中心とした医療機関との連携が不可欠であることから、今般、福岡県新社会推進部生活安全課より本会に対し別添のとおり協力依頼並びに提携医療機関の推薦依頼がありました。

このことについて、平成25年5月30日の本会第7回全理事会で協議の結果、各医師会に推薦依頼を行うこととなりました。

つきましては、貴会におかれましても本事業の趣旨をご理解いただき、下記条件を満たす医療機関をご推薦いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療機関をご推薦いただける場合は、6月24日(水)までに別紙推薦書にてご連絡ください。推薦がない場合につきましてもお手数ですがご連絡ください。
- 2) 各地区1～2箇所指定とされておりますので、複数の医療機関の推薦があった場合には、最終決定は、本会にご一任いただきますようお願いいたします。
- 3) ご推薦いただいた医療機関に対しましては、今後の手続等の詳細について、本会並びに県庁担当課よりご説明いたしますことを申し添えます。

記

【性犯罪被害者支援事業に係る提携医療機関の条件】

1. 365日24時間対応な救急医療機関
2. 産婦人科医による対応が可能な医療機関

第 号
平成25年 6月 日福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良 殿〇〇医師会
会長 〇〇 〇〇

性犯罪被害者支援事業における提携医療機関の推薦について（回答）

先に依頼がありました標題の件について、下記の医療機関を推薦いたします。

記

医療機関名		管理者氏名	事務担当者氏名
住所	〒		TEL ()

医療機関名		管理者氏名	事務担当者氏名
住所	〒		TEL ()



2 5 生 安 6 3 0 号

平成25年5月29日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県新社会推進部長 大曲 昭恵

(生活安全課)

性犯罪被害者支援事業における提携医療機関の推薦について (依頼)

平素より、本県の犯罪被害者支援施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、県内の性犯罪認知件数が全国的にも高水準で推移している現状に鑑み、性犯罪被害者の早期回復に向けた支援を推進するため、新たに性犯罪被害に特化した支援事業を開始することとしております。

性犯罪被害は急性期における支援が特に重要であり、事業の実施に向け、産婦人科医を中心とする医療機関の皆様と連携を図り、性犯罪被害者の負担軽減に配慮した診療体制を確保したいと考えております。

なお、連携のため提携させていただきます医療機関の条件といたしましては、24時間救急対応の医療機関で、産婦人科医による診療が可能であるものとさせていただきます。

設定数につきましては、福岡、北九州、筑豊、筑後の各地区に1, 2か所を目途としております。

事業の実施に当たっては、本県事業と連携して診療を行っていただける医療機関の御協力が極めて重要であり、そのためには、貴会の御支援が不可欠であると考えております。

つきましては、本事業に御協力いただける提携医療機関の推薦に関し、特段の御高配を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先

福岡県新社会推進部

生活安全課安全企画係 担当岡、古賀、大山

TEL:092-643-3124 FAX:092-643-3169

E-mail anzen@pref.fukuoka.lg.jp

性犯罪被害者支援事業に伴う医療機関への協力依頼事項

1 目的

「性暴力被害者支援センター・ふくおか（仮称）」は、県内の性犯罪の認知件数が高水準で推移している現状に鑑み、性犯罪被害の相談対応を一元的に行う体制を整備し、被害者の心身の早期回復に向けた支援を推進し、併せて警察への促進や被害の潜在化の防止を図ることを目的として設置。

2 事業内容

(1) 性暴力被害者支援センター・ふくおか（仮称）の設置

- 開設時期：平成25年7月
- 設置場所：福岡西総合庁舎（福岡市中央区赤坂）
- 相談時間：9時から24時（年末年始を除く）
- 運営：（公社）福岡犯罪被害者支援センター
- 業務内容
 - ・ 性犯罪被害専用窓口（専用ダイヤル、相談室）の設置及び相談対応（電話、面接）
 - ・ 付添支援（医療機関、警察、裁判所、弁護士等）
 - ・ 支援に関する情報提供（法律相談、カウンセリング、医療費等）
 - ・ その他専門支援機関への引継（女性相談所、児童相談所等）

(2) 医療機関との連携

産婦人科医を中心とする医療機関との連携を図り、性犯罪被害者に配慮した受入体制を確保し、医療機関の早期受診につなげる。

- 提携病院 ～ 24時間対応可能な救急医療、証拠採取等（支援員が付添い来院）

(3) 急性期の公費負担事業

- 性犯罪被害（配偶者は除く）のうち、警察に被害申告していない被害者の初回診療に係る医療費のうち、保険適用後の自己負担分
- 一時的な住居（ホテル）の提供（自宅が被害現場の場合等）
被害者の自宅が被害現場の場合にホテル宿泊費等の一定額を負担（上限3泊）
- カウンセリングや弁護士相談費用
弁護士相談（一人1回）、カウンセリング（上限一人3回）

3 提携・協力医療機関の対応

(1) 一時待機場所の確保

既存で対応可能な場所

(2) 外傷等の診察

膣内への挿入（陰茎、手指等）による膣内の裂傷、犯人からの暴行とそれへの抵抗による身体の内出血、打撲、擦過、骨折等の負傷の確認。

(3) 性感染症検査、治療薬等

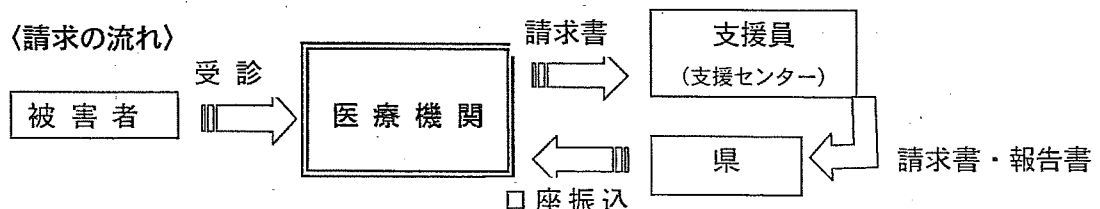
HIV、淋病、クラミジア等の検査、緊急避妊薬等の処方

(4) 証拠資料の採取～捜査協力

膣内容物、陰毛付着微物、直腸内容物、身体付着物の採取

(5) 診断書の作成

(6) 公費支出の請求



[性犯罪被害者急性期事業チャート]

